

国立大学法人琉球大学、北中城村、北中城村商工会及び

一般社団法人北中城村観光協会との包括連携協定書

国立大学法人琉球大学(以下「甲」という。)と、北中城村(以下「乙」という。)及び北中城村商工会(以下「丙」という。)並びに一般社団法人北中城村観光協会(以下「丁」という。)は、相互の連携を包括的に強化し、地域社会への一層の貢献に資するため、次のとおり包括連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁の4者が相互に連携・協力を図り、地域社会の発展と人材育成及び学術研究の振興に寄与し、もって北中城村の将来像である「平和で人と緑が輝く健康長寿と文化のむら」の実現に資することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる分野について連携・協力する。

- (1)健康長寿と文化のむらづくりの推進に関すること
- (2)保健医療、福祉の向上に関すること
- (3)防災に関すること
- (4)教育、人材育成に関すること
- (5)文化の振興に関すること
- (6)農業・漁業・商工観光業及び6次産業化推進に関すること
- (7)環境の保全と循環社会の構築に関すること
- (8)前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 前項各号の分野において連携・協力を推進するにあたり、必要な方策等については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別途定める。

(意見交換)

第3条 甲、乙、丙及び丁は、本協定の目的を達成するため、必要に応じて意見交換を行う。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から発効し、平成31年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間が満了する日の2か月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからも書面による改廃の申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後もまた、同様とする。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 1月30日

甲 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学長

乙 沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場426番地2
北中城村長

丙 沖縄県中頭郡北中城村字仲順432番地
北中城村商工会 会長

丁 沖縄県中頭郡北中城村アワセ土地区画整理事業区域内4街区仮38番
一般社団法人北中城村観光協会 代表理事

